平成２６年（フ）第５１２３号
東京都三鷹市中原４丁目21―19―102、住民票上の前住所香川県高松市鬼無町是竹81番地15
破産者　平見　悠太
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９４号
新潟市東区末広町９番58号
破産者　本間運送株式会社
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６４号
広島県廿日市市河津原65番地11
破産者　株式会社ミツヤキカイ
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７１号
東京都東村山市栄町３丁目10番地40パラストハイムサカエ302
破産者　大川　敏雄
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３６０号
東京都羽村市神明台２丁目６番地18ファミーユシマダ303
破産者　白井　秀和
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９５号
福井市照手１丁目５番７号
破産者　株式会社オフィス・ワーク
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
福井県吉田郡永平寺町東古市15号37番地
破産者　有限会社髙志タクシー
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
福井県鯖江市吉谷町166―２、商業登記簿上の本店所在地福井県鯖江市神中町１丁目３番15号
破産者　有限会社アスリージャパン
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８０号
福井市西開発１丁目2201番地
破産者　とちや株式会社
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
岐阜県瑞穂市穂積887番地の３
破産者　有限会社エーディーワイ
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０５号
岐阜市加納西広江町２丁目11番地
破産者　有限会社リサ
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１９６号
静岡市駿河区高松3392番地
破産者　有限会社新星しずおか
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７号
滋賀県長浜市勝町359番地
破産者　有限会社成幸物流
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６８号
新潟市南区上下諏訪木1238番地６　北陸第15アパート102
破産者　田村　　潔
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２７号
長野県北安曇郡小谷村大字千国乙9848番地
破産者　山岸　豊吉
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１７９号
長野県安曇野市豊科510番地38
破産者　森永　康治
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１８０号
長野県安曇野市豊科510番地38
破産者　森永　和子
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５号
岡山県津山市西吉田582番地77
破産者　小枝裕美子
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１０号
岡山県真庭市久世2650番地13
破産者　原　　涼子
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１０４２号
広島市南区宇品神田２丁目17番８―611号
破産者　新森　　章
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部